

嘉島西小学校いじめ防止基本方針
(改訂版)

令和8年3月
嘉島町立嘉島西小学校

1 「いじめ防止基本方針」の策定について

「いじめ防止対策推進法(H25年6月公布)」第13条並びに、国の「いじめ防止基本方針(H25年10月決定。平成29年3月改訂。)」 「熊本県いじめ防止基本方針(H25年12月策定。平成28年2月改訂。令和2年11月改訂。)」 「嘉島町いじめ防止基本方針(H27年8月策定。令和7年10月改訂。)」に基づき、学校におけるいじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として改訂する。

2 いじめのとらえ方

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であつて、当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第2条

- ・「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極める。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみでなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(いじめ防止対策委員会)」を活用して行う。
- ・「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級または部活動の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団等、当該児童間の何らかの人間関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられることなどを意味する。
- ・インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

3 いじめ防止に向けた方針

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して、豊かに生活できる学校づくりを進める。
- (2) 子どもが主体となって、いじめのない子ども社会を形成するという意識をはぐくむため、発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうること

を強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるように保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。

(4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

(5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況を把握する。

4 いじめ防止の組織づくりについて

「いじめの防止等の対策のための組織」として、複数の教職員等によって構成する「いじめ防止対策委員会」を校内に組織する。なお、組織を効果的に機能させるために、外部専門家と連携し、必要に応じた助言・参加を求める。

また、「いじめ防止対策委員会」では、指導方針及び年間計画を作成し、教職員の共通理解による実践を行うとともに、PTAと連携した取組を進め、PDCAサイクルによる評価のもとに見直しを図っていく。

「いじめ防止対策委員会」構成員

校長、教頭、教務、生徒指導担当、人権教育主任、養護担当、関係児童の担任
関係職員、必要に応じて外部専門家等

5 いじめ防止等のための具体的な施策

(1) いじめの未然防止

○わかる授業づくり

- ・支持的風土のある学級経営を基盤として、すべての児童が授業に参加し、学習場面で活躍するとともに、互いの学び合いを深め、わかる喜びと自己有用感を持てる授業を実践する。

○人権教育・道徳教育の充実

- ・子どもの実態をとらえ、互いの関わりを深める人権学習や日常指導を進める。
- ・子どもの体験や人材を生かした心に響く道徳の授業を実践する。
- ・「わたしたちの道徳」の活用と、教育活動全体を通じた道徳性の向上を図る。

○朝・帰りの会、特別活動等の工夫

- ・特別活動でのソーシャルスキル学習や、朝・帰りの会での互いを認め合う活動等を工夫し、人間関係を形成する力を育てる。
- ・学級会や委員会活動等において、生活上の課題について話し合い、解決していく力を育てる。
- ・インターネットを使う際の情報モラル指導を総合的な学習(特別活動)等で行う。

○生活規律・集団行動の育成

- ・あいさつの励行、生活のきまりを守ること等の生活規律の指導を徹底する。
- ・協力して活動することや静かに話を聞く態度、自分の考えをはっきりと述

べる力等の集団行動を育成する。

○「命を大切にできる心」を育む指導プログラム

- ・「心のきずなを深める月間」の取組や人権教育旬間等をとおして、自分を大切にするとともに他者を大切にできる心や態度を育てる。

○主体的な児童会活動

- ・児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて運営する児童会活動を育成する。

(2) いじめの早期発見の取組

○日常的な観察

- ・休み時間や放課後の時間等、児童間の様子や人間関係を観察する。
- ・一人ひとりの児童の表情の変化に気をつけるとともに、語りかけを積極的に行う。

○生活ノート等の活用

- ・生活ノート等を活用し、児童の心の変化をつかむとともに、必要に応じて、家庭との連絡を日頃から取るようにする。

○SOS の出し方に関する教育の充実

- ・学級活動の時間を活用し、学年や発達段階に応じた指導の充実に努める。
- ・スクールカウンセラーによる講話などを計画的に行う。

○教育相談

- ・状況に応じて個別の教育相談をするなど、未然もしくは早期の対応を行う。
- ・教育相談週間を設けて、児童を対象にした教育相談を行う。
- ・各学期ごとに教育相談の通知を各家庭に配布し、保護者の心配や悩み等の教育相談を実施する。

○いじめ実態調査アンケートの実施

- ・「心のアンケート調査」から実態を把握し、事実確認及び指導を行う。
- ・学校評価アンケートから、学校生活への安心感の度合いや保護者や児童の願いを把握し、教育活動に生かす。

(3) いじめに対する措置

○いじめを認知し、またはいじめの通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開いて組織的に対応し、いじめられた児童を守り通す。

○いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。

○いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、当該児童が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

○いじめの解決はいじめた児童による謝罪のみで終わるのではなく、いじめられた児童といじめた児童との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含

む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

- 社会全体で児童を見守るという視点から、学校関係者と家庭、地域との連携が必要であり、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめ問題について協議する機会を設け、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、家庭・地域・学校が組織的に連携することを推進する。
- いじめの深刻さ、事案の重大さによっては、学校や学校の設置者が行う必要な教育上の指導では十分な効果を上げることができない場合もある。必要な場合は、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）と適切な連携を図り、平素から情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。
- これらの対応については、「県のいじめ問題対応マニュアル」を参考にする。

6 いじめの重大事態における対応について

(1) 重大事態の意味について

いじめにより児童が以下のように、生命、心身又は財産に重大な被害を受けたとき、または受けたと疑われたときに重大事態として対応する。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

また、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていた疑いがある場合や保護者からの申し立てがあった場合についても、同様に対応する。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大な事案が発生した場合、県教育委員会及び町教育委員会の指導の下、関係諸機関と連携を図りながら本校いじめ防止対策委員会が主導して事実関係を明確にするための調査の実施を速やかに行う。

その場合、重大事案に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることを目的とする。

(3) いじめられた児童への聴き取りについて

- いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から十分に聞き取るとともに、在籍する他の児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。その後、調査による事実関係の確認とともに、いじめられた児童への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。

また、いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

- いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡等、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、速やかに他の在籍児童や教職員に対する調査に着手

する。

なお、児童の自殺が起きた場合の調査は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この場合、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

また、質問紙調査の実施により得られた結果については、その旨を調査対象となる在籍児童や保護者に説明するなどの措置が必要である。

☆ いじめ防止対策委員会

- ・熊本県いじめ問題対策連絡協議会
- ・熊本県いじめ防止対策審議会

嘉島西小学校 いじめ防止対策委員会

構成員・・・校長、教頭、教務、生徒指導担当（情報集約担当者）、人権教育主任、養護担当、関係機関児童の担任、関係職員、必要に応じて外部専門家等

- 外部専門家等・・・
- 1 P T A 役員（会長・副会長）
 - 2 外部機関等
 - ①地域・・・主任児童委員、役場福祉課等
 - ②県関係・・・S C、S S W、児童相談所等

【関連の校内推進委員会】

- ①人権教育推進委員会 ②生徒指導委員会 ③特別支援教育推進委員会

